

労働移動支援助成金 早期雇入れ支援コース（人材育成支援）職業訓練計画認定申請書の提出について
雇用助成金さっぽろセンター

届出期限を過ぎますと、いかなる場合も計画認定申請書の受理はできませんのでご留意願います。
届出期限：訓練計画開始の日の前日から起算して1か月前の日まで

<申請書類>

1	職業訓練計画認定申請書
2	職業訓練計画
3	職業訓練に関する確認書

※事業主控えが必要な場合は、2部作成し提出して下さい。

◎上記申請書類については、厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

様式は添付されているものと同じものを裏面も含めて印刷して利用してください。

<添付書類>

共通

A	Off-JTの実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる書類〔事前に対象者に配布したもの等〕やカリキュラム等） Off-JTのうち事業内訓練を実施する場合
B	Off-JT担当講師の職業訓練指導員免許証（写）や経歴書等専門的な知識・技能を有することがわかる書類 OJTを実施する場合
C	OJT担当講師の経歴書
D	OJT評価シート

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- 不正受給防止の観点から、後日の届け出書類の差替えは認められません。
- 代理人が申請を行う場合は、委任状が必要となります。

- ◆訓練内容や訓練期間、講師等が変わる場合には、必ず事前に連絡をお願いします。（変更申請書の提出が必要となります。）
- ◆訓練内容の追加、計画の初日の変更については、訓練初日の前日までに、変更申請書を提出する必要があります。
※上記の内容変更は、訓練計画開始日以降の変更申請書の受理はできませんのでご注意ください。
- ◆訓練内容の追加以外での訓練内容、総訓練計画時間数、受講者数の変更が生じた場合は、変更が生じた日から職業訓練開始後7日以内までに変更申請書を提出してください。
- ◆同一の対象者に、職業訓練計画を作成できるのは、一度のみとなります。
- ◆職業能力開発推進者を選任する必要があります。
- ◆訓練の実施期間が6か月以内であることが必要です。
- ◆訓練は、対象者の雇入れ日から6か月以内、かつ職業訓練計画の提出日から6か月以内に開始される必要があります。
- ◆都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練もしくは認定訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている訓練の受講料は支給対象となりません。
- ◆申請事業主が訓練の実施に要する経費の全額を負担していることが必要となります。
- ◆申請事業主が訓練の適切な実施とその確認について責任を負い、その実施状況について証明を行うことが必要となります。

～お問い合わせ・申請書類等提出窓口～

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎6階北側 TEL:011-788-9152

「雇用助成金さっぽろセンター6階」（北海道労働局職業対策課雇用開発係）